

【課題7】震災等災害時の議会对応内規の見直しについて

1 目的

区内で地震等の大規模災害が発生した際、区議会が区災害対策本部と連携・協力し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが安全を保持しつつ、迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定める。

【主な意見】

- ・ 議員が区内の各地域に住んでいるという前提で、区内の災害の状況を議員が一刻も早く把握して、それを集約して対応していきたいという考え方があろうし、区職員は全員が区内に住んでいるわけではない。
- ・ いろいろな問題が現実にはあって、柔軟な対応が必要になりそうである。最悪の事態を想定して、いろいろなシミュレーションをしたい。
- ・ 「災害が起きたときに各議員は何と何をしてください」というフローチャートとか一覧表のようなものを全議員に配ってもらえると、より徹底できるのではないかと。

2 墨田区議会災害対策支援本部の設置及び構成

区災害対策本部が設置されたときは、災害対策活動を支援するため、墨田区議会災害対策支援本部を設置し、その構成は、次のとおりとする。

本部長	議長	議会支援本部を代表し、その任務を総轄する。
副本部長	副議長	本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
本部員	本部長、副本部長を除く全議員	

【主な意見】

- ・ 本部長が消防団長の場合もあるかもしれない。そうなったときには、消防団長の職務を優先するのではないかと。
- ・ 本部長の任務の優先順位を議会か消防団かどちらかにすると決めて、規程に盛り込むのはなかなか難しい。本部長の任務を放棄して消防団長の任務に専念していいというような規定にはできないだろう。

3 墨田区議会災害対策支援本部の連絡態勢等

本部長は、本部員等との連絡態勢を整備し、一定の期間の後、必要に応じて本部員等を招集する。

【主な意見】

- ・ 発災当日の通信網は大丈夫なのか。通信網に支障がある場合は、どのように伝達したらいいのか。

「震災等災害時の墨田区議会对応規程（案）」は別紙のとおり

4 実施状況

平成26年9月30日に、上記のとおり規程を制定した。